

## 【アメリカ】異常気象、気候変動への対応力強化のための大統領令

海外立法情報課 井樋 三枝子

\* 州や地方自治体の異常気象や気候変動への対応力、復興力等を強化するため、連邦政府が取るべき支援策について定める大統領令第 13653 号が、2013 年 11 月 1 日発令された。

### 1 大統領令「気候変動の影響に対する合衆国の備え」

オバマ大統領は、2013 年 6 月 25 日に、温室効果ガスの排出による地球温暖化の影響で気候変動や異常気象が生じるとの考えに基づき、大統領環境活動計画を発表した。これは気候変動を防止するための CO<sub>2</sub> 排出量の削減、地球温暖化及び気候変動が環境に及ぼす影響への州や地方自治体による対応や準備等（具体的には、災害に強い道路の建設、海水面の上昇等に対応した洪水対策等の治水工事や他の基盤整備等）に対し、連邦政府が行うべき支援等を内容としていた。今回の大統領令第 13653 号「気候変動の影響に対する合衆国の備え」は、この大統領環境活動計画に基づき、州や地方自治体が、異常気象による天災等に強固に持ち堪え、迅速に対応・復旧する力、「レジリエンス」を高めるために連邦政府が講じるべき対策を定めており、省庁横断的機関の「気候準備・レジリエンス審議会」と複数の州知事や市長、部族長を委員とする「州・地方・部族長気候準備・レジリエンス対策委員会」が新設された。

### 2 内容

#### (1) 大統領令の目的

大統領令第 13514 号「環境、エネルギー及び経済の効率化における連邦の統率力」（2009 年 10 月 5 日発令）を更に推進させ（第 1 条）、気候変動が、国土及び国民の安全、生命、身体、財産、環境、国家安全保障等に及ぼすおそれのある被害に、州や地方自治体が対応し、又はこれを防止するため実施する行為（以下「準備」）及びレジリエンスを強化すること並びに連邦省庁間の更なる協力活動の推進を目的とする。

#### (2) 気候レジリエンス強化を支援する連邦政府の計画、審議会等

州や地方自治体の気候レジリエンス強化対策の支援に役立つ連邦の政策や計画について検討するため、新たに各省庁副長官級で構成する気候準備・レジリエンス審議会（以下「審議会」）を設立する。審議会に、ホワイトハウス及び 25 の連邦省庁が参加し、ホワイトハウス環境問題諮問委員長、同科学技術政策室長及び国家安全保障・テロ対策大統領補佐官による共同座長とする。審議会は、連邦政府が気候レジリエンス強化の妨げとなりうる連邦の補助金制度や各種規制等の見直しを行い、省庁が互いに情報共有や協力強化を図って気候レジリエンス強化に役立つ投資を活発化させる新たな制度や指針を策定するよう支援することを任務とする。審議会は、州・地方・部族

長気候準備・レジリエンス対策委員会（後述）の提言を検討しなければならない。また連邦省庁も、気候に対するレジリエンス強化に取り組む際は、同委員会の提言を考慮に入れなければならない（第 2 条及び第 6 条）。

### (3) 気候レジリエンス強化のための環境保全

国防省、内務省、環境保護庁、連邦危機管理庁等は、この大統領令の発令から 9 か月以内に、気候変動が森林、河川、海岸等に与える影響の精査、検討等を行わなければならない。これらの情報に基づき、連邦省庁は経済に与える影響も含めた気候レジリエンス強化のための指針、計画等を策定する（第 3 条）。

### (4) 気候レジリエンス強化に有益な情報等の提供

異常気象や気候変動が及ぼす影響に対する州や地方自治体の取組みを支援するため、国防省、内務省、保健・福祉省、住宅・都市開発省、運輸省、エネルギー省、国土安全保障省、環境保護庁等は共同して、気候変動準備・レジリエンスに関する時宜にかなった情報、データ、意思決定支援ツールを作成し、提供しなければならない。また、気候に関する広範囲なデータを、インターネットを通じ一般に容易に利用できるようにしなければならない（第 4 条）。

### (5) 気候変動リスクに関する連邦適応計画の策定

連邦省庁は、大統領令第 13514 号に従った連邦適応計画を策定し、ホワイトハウス環境問題諮問委員会と行政管理予算局の評価と承認を得なければならない。同計画では、気候変動が省庁の任務達成能力に与える影響を特定し、評価を行う（第 5 条）。

### (6) 州・地方・部族長気候準備・レジリエンス対策委員会の設置

ホワイトハウス環境問題諮問委員長と同政府間問題室長が共同座長となり、州、地方自治体、部族の長から委員を選出し、州・地方・部族長気候準備・レジリエンス対策委員会（以下「委員会」）を設置する。委員会は、投資、実務及び省庁間協力の分野で、レジリエンス強化の妨げとなるものを取り除くこと、又はレジリエンス強化を積極的に促進するよう、省庁が各種の計画、制度等を改革し若しくは新設することを連邦政府が達成するための方策に関して、この大統領令の発令から 1 年以内に、大統領と審議会に対し提言をする。提言実施後、6 か月以内に、委員会は解散する（第 7 条）。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 1 月 21 日現在である。)

- ・“Preparing the United States for the Impacts of Climate Change”, November 1, 2013.  
<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/11/01/executive-order-preparing-united-states-impacts-climate-change>>
- ・井樋三枝子「【アメリカ】大統領の環境アクションプラン」『外国の立法』No.256-2, 2013.8, p.27.  
<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8262627\\_po\\_02560212.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8262627_po_02560212.pdf?contentNo=1)>